

最低制限価格算定式について（建設工事に係る業務）

1. 最低制限価格の算定について

令和6年3月26日付けの国土交通省基準の改定に準じ、次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①～④の合計額を最低制限価格とします。

ただし、測量業務に係る契約については、その額が、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その額が、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額と、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額を最低制限価格とします。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

注記1：予定価格算出の基礎となった額とは、予定価格の算出根拠となる額のことであり、必ずしも予定価格と一致するものではありません。

注記2：端数処理の方法について、上記の算定式に基づいて算出したそれぞれの額においては、一円未満を切捨てとし、①～④の合計額においては千円未満を切捨てとします。

2. 対象業務について

令和6年4月22日以降の入札公告又は指名通知において最低制限価格を設けると記載した建設工事に係る業務に適用します。

【問い合わせ先】

岩沼市総務部総務課契約係

電話：0223-23-0185